

コンプライアンス規定

第1条（目的）

本規程は、当社におけるコンプライアンスの統制方針、耐性、行動規範を定めることを目的とする。

第2条（定義）

コンプライアンスとは、法令、条例、規則等、明確に文章化された社会ルールの順守を言う。

第3条（適用範囲）

本規程は、当社の役員・従業員（社員、契約社員、派遣社員）に適用する。

第4条（推進体制）

- 1.代表取締役は、本規程の実施・運営の為「コンプライアンス委員会」を設置し、その責任者（以下、コンプライアンス委員長）を任命する。
- 2.本規程の運営事務局は、総務経理部とする。
- 3.コンプライアンス委員会の運営のためのルールは別途定めることとする。

第5条（内部通報制度）

- 1.内部通報制度の運営の為、「コンプライアンス相談窓口」を総務経理部に設置する。
- 2.法令、条例、規則や本規程で禁止されている行為が行われている、又はその疑いがあるという情報（以下、リスク・コンプライアンス情報）に接した役員・従業員が、その情報を「コンプライアンス相談窓口」に直接提供することができる内部通報制度を構築する。
- 3.内部通報制度等を通じてリスク・コンプライアンス情報を受け取ったコンプライアンス相談窓口は、迅速、かつ適切にコンプライアンス委員会に報告する。
- 4.内部通報者のプライバシーを保護し、通報者の利益を図る。
- 5.誠実かつ正当な目的でリスク・コンプライアンス情報を提供した役員・従業員に対し、情報提供を行ったことを理由に、不利益な取り扱いを行わない。

第6条（行動規範）

1. 顧客（求職者・求人者）への対応

- ①法令及び契約を遵守するとともに、顧客のニーズを尊重し、顧客に満足いただける各サービスおよびシステム等を提供するよう努めること。
- ②サービスの提供、アフターサービスにおいては、顧客に対し、各サービスに関する情報提供を適切かつ迅速に行うとともに、顧客のご要望、ご相談に誠実に、迅速かつ的確にお応えすること。

2. 業務の遂行

- ①個人の基本的な人権と多様な価値観、個性、プライバシーを尊重し、人権、宗教、性別、国籍、障害、年齢などに関する差別的言動、暴力行為、各種ハラスメント、いじめ等の人格を無視する行為を行わないこと。
- ②自らの成果領域と責任権限に基づき業務を遂行する。
- ③良識を兼ね備えた、自立した社会人としての責任をもって行動するよう努めること。
- ④安全で快適な職場環境を実現し、労働災害の防止に努めること。

3. 営業活動及び情報の管理

- ①誠意をもって全ての顧客に公正かつ公平に接し、適切な条件で取引を行うこと。
- ②法令遵守はもとより、健全な商慣行、社会通念に従った営業活動を行う事。
- ③個人情報に関する取扱いは、別に定める「個人情報保護規定」によるものとする。

4. 社内情報・会社財産の尊重

- ①在職中または退職後を問わず、会社情報を所定の社内手続きを経ないで開示、漏洩しないこと。
- ②在職中または退職後を問わず、会社情報を不適正に利用することにより、会社に損害を与える、あるいは自己若しくは第三者の利益を損なうことをしないこと。
- ③入社前に知得した第三者の情報で、当該情報につき守秘義務を負っている場合、当該第三者の情報を会社に開示しないこと。
- ④個人情報を保護し、その収集、利用、管理に当たっては、適性な方法で行う事。
- ⑤未公表の会社情報に基づき、インサイダー取引を行わないこと。
- ⑥会社財産を私的に流用しないこと。

5. 広報・広告活動において

- ①客観的事実に基づき誠実に広報活動を行う事。
- ②社外広報活動においては、関係する地域のお客様、投資家、地域社会からの正しい理解を得るために適切な方法を選定すること。
- ③新聞・雑誌・テレビ等の方という関係者や投資家、金融機関等と接触し情報を開示

する場合は、事前に所定の社内手続きを得ること。

- ④顧客に対し、会社の知名度向上を図り、また、会社に対する人々の好意と信頼を獲得することにより、健全な事業発展と販売促進のための環境作りを行うこと。
- ⑤他を誹謗したり、品位の劣る表現を用いたりすることによって、自らの優位性を強調しないこと。
- ⑥政治・宗教などについては広告表現の対象とせず、また、人種差別、障害者差別などを想起させ、人間の尊厳を気づけるような表現を用いないこと。

第7条（懲戒処分）

法令または当社規定の違反行為を行った従業員に対しては、就業規則に従い、懲戒処分に付する。

第8条（教育研修）

当社は、役員・従業員に対して、法令遵守に関する教育・研修を計画的に実施する。

第9条（改廃）

本規程の改廃は、コンプライアンス委員会で事前に協議した上で、取締役会の承認を得て効力を発するものとする。

第10条（施行）

本規程は令和2年12月10日から施行する。